

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 3 2 号
平 成 2 8 年 4 月 8 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

運転免許証の記載事項変更の届出手続における個人番号カード及び通知カードの取扱いに関する留意事項について(通達)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「法」という。)の概要並びに解釈及び運用上の留意事項については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について」(平成27年9月11日付け警察庁丁総発第541号)により示されたところであるが、運転免許証の記載事項変更の届出手続における個人番号カード及び通知カードの取扱いに関する留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、法の施行に合わせて、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の一部が改正され、運転免許申請時に提示する本人確認書類として、個人番号カードが例示されているところ(道路交通法施行規則第17条第2項第8号)、詳細は「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について」(平成27年11月27日付け警察庁丁保発第208号、丁運発第244号)により示したところであるので、併せて確認されたい。

記

1 運転免許証の記載事項変更の届出手続における留意事項

(1) 個人番号カードの取扱い

個人番号カードは、道路交通法施行規則において、運転免許申請時に提示する本人確認書類として例示されており、氏名や住所等の情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書であることから、住所の変更に伴う運転免許証の記載事項変更の届出手続においても、変更後の住所を確かめるに足る書類として取り扱うことが可能である。

(2) 通知カードの取扱い

通知カードは、個人番号とともに、氏名や住所等が記載されているものの、内閣府及び総務省から、一般的な本人確認の手続の際の本人確認書類として取り扱うことが適当ではないとの考え方が示されていることから、通知カードを変更後の住所を確かめるに足りる書類として取り扱うことは、提示された通知カードを閲覧する場合を含めて差し控えること。

2 広報資料等における留意事項

広報資料や都道府県警察のホームページ等の国民に広く周知される媒体で、運転免許証の記載事項変更の届出手続において提示すべき書類を示す際には、変更後の住所を確かめるに足りる書類として個人番号カードは含まれるが、他方、通知カードは含まれない旨を周知した上、窓口等においてもその旨を教示すること。

なお、広報資料等の国民に広く周知される媒体における「個人番号カード」に係る表記については、原則「マイナンバーカード」を使用し、必要に応じて「マイナンバーカード（個人番号カード）」と併記すること。